

川島町重層的支援体制整備事業実施計画

(川島町福祉まるごと総合支援事業実施計画)

川島町

令和5年4月

目 次

【1】重層的支援体制整備事業の実施について	1
(1) 重層的支援体制整備事業の概要	1
(2) 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ	2
(3) 計画期間と評価見直し	3
【2】重層的支援体制整備事業において実施する事業	4
(1) 包括的相談支援事業	4
(2) 参加支援事業	5
(3) 地域づくり事業	5
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	6
(5) 多機関協働事業及び支援プラン策定	7
【3】関係機関との連携強化と多分野協働	7
○重層的支援体制整備事業のイメージ	8

【1】重層的支援体制整備事業の実施について

（1）重層的支援体制整備事業の概要

現在、社会情勢や地域社会の変化にともなって、まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しています。高齢、障がい、子育て、生活困窮など対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、多様な地域住民のニーズに応じて、福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたる総合的な取り組みが求められています。そして、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築には、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」による継続的な伴走支援の実施や、多機関協働による支援など、重層的な支援体制の整備を進める必要があります。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『まるごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を地域共生社会と呼びます。

地域共生社会の実現に向けて、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき実施されることになった新たな事業が重層的支援体制整備事業です。

川島町では、「福祉まるごと総合支援事業」として、重層的支援体制整備事業を実施します。

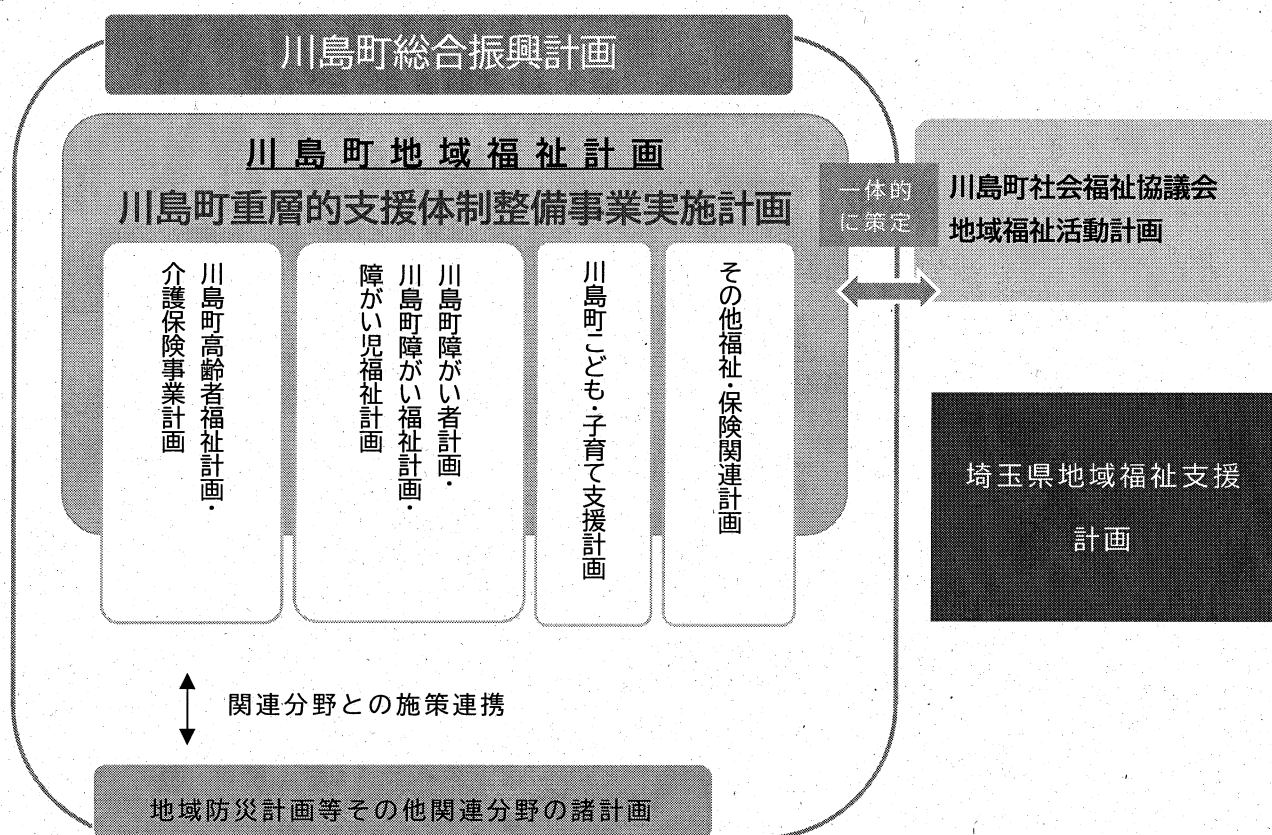
（２）重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ

重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

また、本計画の上位計画である「第2次川島町地域福祉計画」において、「ともに支え合い 自分らしく生きられる 福祉のまちかわじま」を基本理念に、「安心して生活できる環境づくり」を目指すことを定めております。

併せて、川島町総合振興計画や川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画、各分野別の計画などとも整合・連携を図った計画とします。

■他の計画との関係



(3) 計画期間と評価見直し

本計画の実施期間は、令和５年度から令和８年度までの４年間とし、第２次川島町地域福祉計画・川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画の計画期間に合わせて。また、計画の期間内においても社会情勢の変化、関連法制度や他の福祉計画の変更などにより、必要に応じて見直しを行います。

計画名	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
総合振興計画	現行計画			
地域福祉計画・ 社協地域福祉活動計画	現行計画			
重層的支援体制整備事業 実施計画	現行計画			
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	現行計画	次期計画		
障がい者計画・ 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	現行計画	次期計画		
こども・子育て支援計画	現行計画		次期計画	

【２】重層的支援体制整備事業において実施する事業

（１）包括的相談支援事業

川島町における相談支援は、福祉に関する相談を一括して受け止める福祉総合相談窓口と併せて、高齢、障がい、子育て、生活困窮などの各分野にも相談窓口を設け、それぞれが連携・協働しながら支援を行います。福祉総合相談窓口で受け止めた相談は、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、課題の整理や支援機関の役割分担、連携した支援が必要な場合には多機関協働事業につなぎます。

①基幹相談支援センター

- １．設置箇所数：１箇所
- ２．支援対象者：障がいのある人及びその家族など
- ３．設置形態：委託

②地域包括支援センター

- １．設置箇所数：１箇所
- ２．支援対象者：高齢者及びその家族など
- ３．設置形態：委託

③こども家庭センター

- １．設置箇所数：１箇所
- ２．支援対象者：子育て家庭など
- ３．設置形態：直営

④自立相談支援機関（福祉事務所未設置市町村事業）

- １．設置箇所数：１箇所
- ２．支援対象者：生活に困窮している人及びその家族など
- ３．設置形態：委託

⑤自立相談支援機関

- １．設置箇所数：１箇所（社会福祉協議会内）
- ２．支援対象者：生活に困窮している人及びその家族など
- ３．設置形態：県委託

（２）参加支援事業

既存の社会参加に向けた支援では対応できない人やその世帯のニーズなどに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。また、地域の社会資源を把握しながら、新たな場や居場所を整備するなど、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援に取り組みます。

- １．支援対象者：既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人やその世帯など
- ２．実施形態：委託

（３）地域づくり事業

高齢、障がい、子育て、生活困窮などの各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチングなどにより地域における多様な主体による取組のコーディネートなどを行います。

①地域介護予防活動支援事業

- １．設置箇所数：１箇所
- ２．実施体制：直営
- ３．実施内容：高齢者の介護予防に取り組む

②生活支援体制整備事業

- １．設置箇所数：１箇所
- ２．実施体制：委託
- ３．実施内容：生活支援コーディネーター１名を配置し、社会資源を適切に把握し、地域住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と育成、地域において支援するニーズと取り組みのマッチングを実施します。

③地域活動支援センター機能強化事業

1. 設置箇所数：1 箇所
2. 実施体制：社会福祉法人に委託
3. 実施内容：創作活動や作業の場、社会との交流の機会を増やすため活動の場を提供し、障がいのある人の地域生活を支援します。

④地域子育て支援拠点事業

1. 設置箇所数：2 箇所
2. 実施体制：直営及び委託
3. 実施内容：地域子育て支援センターにおいて、親子の居場所の確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育て支援に関する相談や援助、情報提供、講習などを行います。

⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業

1. 設置箇所数：1 箇所
2. 実施体制：委託
3. 実施内容：地域の福祉ニーズを把握するための事業や地域福祉資源となるサービスの創出及び推進を図るための人材を育成する事業に取り組みます。また、把握したニーズや地域課題解決に向けた事業を行います。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けます。本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながり形成に向けた支援を行います。

1. 支援対象者：すべての町民
2. 配置人数：1 名
3. 設置形態：委託

（５）多機関協働事業及び支援プラン策定

複雑化・複合化した課題や複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、関係者や関係機関の役割を整理し、支援の方向性を定めるなどのコーディネートを行います。この支援は、本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつくまで継続します。また、関係機関の「業務内容の理解」や「連携方法の構築」を行うために、重層的支援会議などを実施します。

- １．設置箇所数：１箇所
- ２．配置人数：２名以上
- ３．設置形態：委託

【３】関係機関との連携強化と多分野協働

重層的支援体制整備事業は、既存の高齢、障がい、子ども、生活困窮の相談支援などの取り組みを活かしつつ、地域の幅の広い支援関係機関の連携のもと、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくり支援を一体的に実施することで、相談者とその家族の複合化・複雑化した支援ニーズに包括的に対応する体制を構築するものです。

本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、社会福祉協議会や民生委員児童委員、地域福祉推進委員、行政区嘱託員、様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、地域福祉活動を拡大します。

また、社会とのつながりの希薄化や社会参加の機会に十分恵まれない、災害時の支援ニーズ対応などの課題については、地方創生、まちづくり、環境、農林商工、観光、防犯・防災など、福祉の領域を超えた多分野協働により、社会資源を把握・開発し、多様な社会参加と地域社会の持続を図ります。

○重層的支援体制整備事業のイメージ

